

調書(決定)

事件の表示	平成 21 年(行ツ)第 267 号 平成 21 年(行ヒ)第 341 号
決定日	平成 22 年 2 月 4 日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 240 号(平成 21 年 5 月 28 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 2 月 4 日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人

被上告人兼相手方

処分行政庁

同補助参加人

同補助参加人

医療法人南労会

国

中央労働委員会

全国金属機械労働組合港合同

全国金属機械労働組合港合同南労会支部